

資料

冷泉小学校跡地活用方針（案）

令和7年〇月
福岡市

目次

1. 冷泉小学校跡地の概要	…1
2. 冷泉小学校跡地の活用について	…1
3. 立地特性	…2
4. 跡地活用の検討について	…4
5. 跡地活用方針	…5

1. 冷泉小学校跡地の概要

(1) 冷泉小学校跡地の概要

- 所在 地：福岡市博多区上川端
- 敷地面積：約6,790m²
- 所 有 者：福岡市（教育委員会）
- 都市計画決定等

- ・用途地域：商業地域
指定容積率：400%
- 指定建蔽率：80%
- ・歴史景観拠点ゾーン（都市マス）



※歴史景観拠点ゾーン

（まちの将来像）

- 寺社周辺の歴史的景観に配慮した歴史・文化のあふれる櫛田神社、聖福寺、住吉神社及び周辺地区

（まちづくりの視点）

- 緑の保全
- 緑豊かで魅力的な景観の形成
- 快適な歩行者動線の確保
- 歴史的景観を保全・創造するための歴史的街並みづくり

(2) 冷泉小学校跡地の経緯

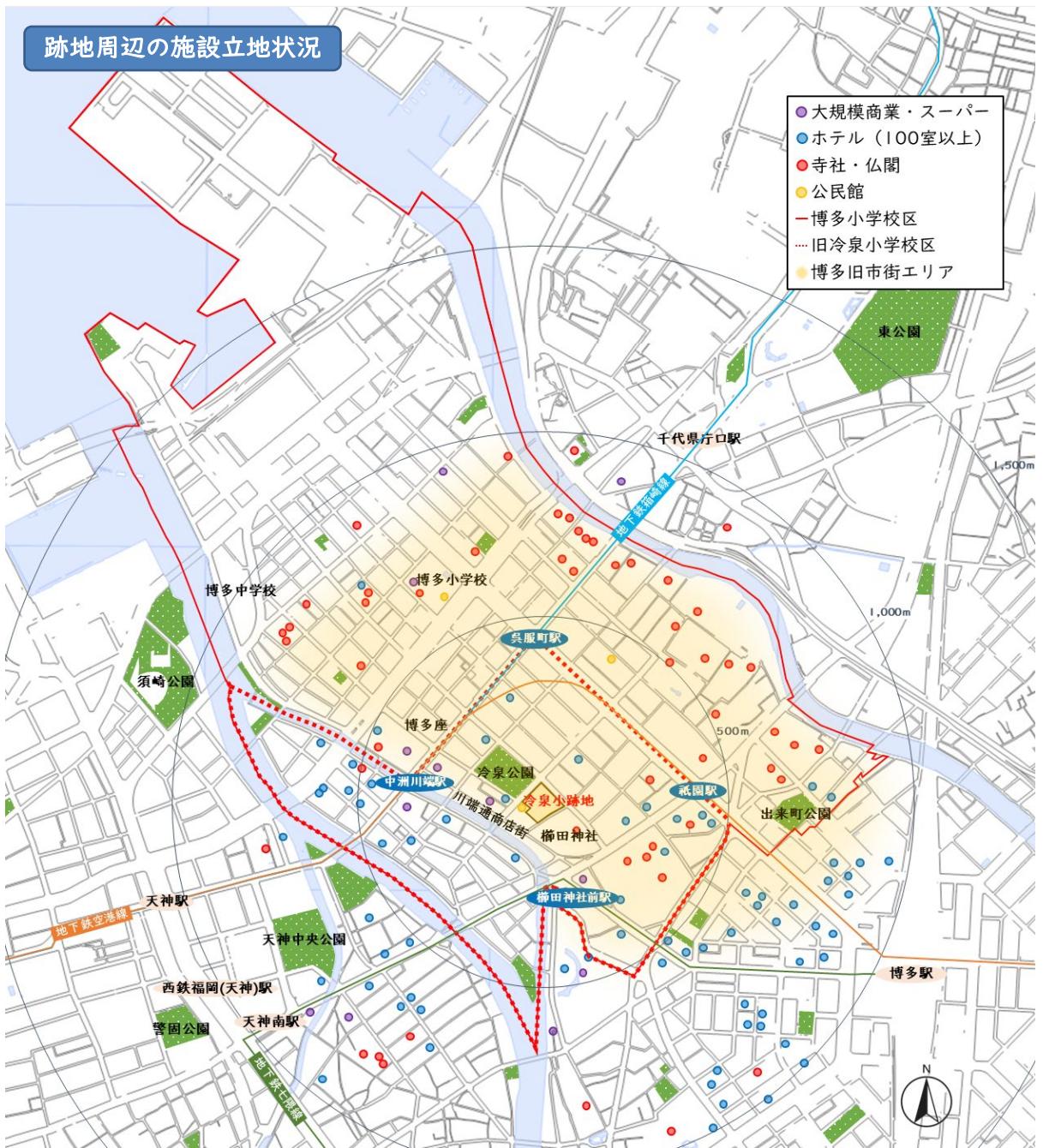
- 大正10年 4月：当該地に移転・改称し開校（冷泉尋常小学校）
- 平成10年 4月：博多部4小学校を統合し博多小学校が開校。旧冷泉小校舎を仮校舎として使用
- 平成13年 4月：博多小学校が現在地に移転開校し、跡地となる（旧校舎や体育館等は地域利用で活用）
- 平成17年 4月：冷泉小跡地の一部に知的障がい児通園施設開所
- 平成18年 4月：冷泉小跡地の一部に冷泉公民館改築
- 平成23年 4月：冷泉小跡地の一部にはかた伝統工芸館開館
- 平成28年11月：旧校舎等の解体に順次着手
- 令和元年10月：埋蔵文化財発掘調査において「石積み遺構」発見
- 令和6年 2月：発見された遺構が国史跡「博多遺跡」として指定

2. 冷泉小学校跡地の活用について

冷泉小学校跡地は、都心部の貴重な空間であり、跡地活用にあたっては、都心部の回遊機能の強化や博多の歴史や伝統文化を活かした、まちの賑わい創出、魅力の向上など、地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用とするため、活用の方向性を示す「冷泉小学校跡地活用方針」を策定するものです。

3. 立地特性

- 地下鉄箱崎線、空港線、七隈線それぞれの4つの駅の概ね中央に位置し、それぞれの地下鉄駅まで約300~400mの距離にあり、交通利便性が高い。
- 近隣には「博多座」や「川端通商店街」、「冷泉公園」が立地しており、博多祇園山笠で有名な「櫛田神社」に隣接して位置するなど、寺社仏閣が多く、「博多旧市街プロジェクト」のエリアとなっているなど、観光や交流が盛んである。
- 跡地南側には特別緑地保全地区（櫛田神社）、北側は冷泉公園が立地するなど豊かな緑を有する。



<出典>福岡市HP、各施設HP

«博多遺跡(令和6年2月国史跡指定)»

旧冷泉小学校跡地で発見された石積み遺構は、11世紀後半から12世紀前半のもので、当時の海岸線に面して石垣状に積み上げた遺構です。遺構は幅約2m、高さ約40～60cmの列状に積み上げられ、指定地内では長さ約70mにわたって確認されました。築造された場所や構造から港湾施設と考えられます。また、多量の貿易陶磁器の他、日宋貿易の主要な輸出品であった硫黄(いおう)が出土しています。



発掘調査中の様子（冷泉公園上空から）



発見された石積み遺構

4. 跡地活用の検討について

○平成28年に地域から提出された要望事項をもとに地域と協議を重ね、導入の検討を進める機能を整理しました。

『地域との協議を踏まえ導入の検討を進める機能』

- 災害時に収容避難所として利用できる施設
 - ・通常時は多目的ホール等、別用途での利用を想定
- 博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能
- 地域コミュニティの場となる憩いの空間（読書スペース等）

※その他、まちのにぎわいに資する機能等については、引き続き検討

○これら機能の実施手法等の検討の参考とするため、令和6年10月より民間アイデア募集を、令和7年7月に公共利用調査を実施しました。

○跡地活用の検討と並行して、経済観光文化局において、博多旧市街における観光拠点のあり方を検討しました。

『参考』

○収容避難所とは（福岡市地域防災計画）

- ・災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、概ね比較的大規模な災害時において多数の被災者が発生したときに開設を予定するもの。

○避難所開設イメージ（写真は防災訓練時のもの）



《参考》

○民間アイデア募集（令和6年10月～12月提案受付）

冷泉小学校跡地に関心のある民間事業者から、具体的な跡地活用のアイデアについて提案を求め、地域要望である災害時の避難場所や観光拠点機能等を実現する方策をはじめ、地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用に向け、跡地活用の可能性を最大限に引き出すため、必要な情報収集を行った。

○公共利用調査（令和7年7月実施）

地域との協議を踏まえ導入の検討を進めることとした機能を担うことのできる公共事業について、市の関係部署に対して調査を実施した。

<確認できた事項>

- ・博多旧市街における「観光拠点施設」の整備やはかた伝統工芸館の移転に関し、冷泉小学校跡地が有力な候補地であり、検討したい【経済観光文化局】
- ・「収容避難所」「読書スペース等」の機能充実は望ましい【市民局、教育委員会】

《参考》

○博多旧市街における観光拠点のあり方（案）の検討状況【経済観光文化局】

「博多旧市街エリア」における、観光客による訪問先が限定的、歴史・伝統文化を体験できる機会が少ない等の観光課題を踏まえ、周遊の起点となる観光拠点整備について検討を進めているもの。

① 導入を検討する機能

- ・博多の成り立ちを体系的に紹介する展示機能
- ・祭りや伝統工芸の実演・体験・販売機能
- ・伝統芸能の公演等を行う多目的ホール
- ・ワークショップや学習発表等を行える地域交流・学習室 等

※導入機能については「博多町家」ふるさと館との機能再編や、はかた伝統工芸館の機能の集約を検討する。

② 施設規模の方向性

①の導入機能の確保が可能な施設規模について、他都市の類似施設を参考に3,500～5,000m²程度を想定する。

③ 観光拠点整備の候補地

冷泉小学校跡地を有力な候補地として検討を進める

【選定理由】

- ・石積み遺構と一緒にとなった機能整備について検討が可能であり、博多の歴史発信拠点として博多旧市街の認知度向上を図ることが出来る。
- ・②の面積を確保できる公有地である。
- ・住宅都市みどり局が検討している冷泉小学校跡地活用において、観光拠点機能の導入について地域から要望されている。

5. 跡地活用方針

(1) 跡地活用の方向性

- ◆これまで学校が担ってきた役割に加え、都心部の貴重な空間であることから、都心部の回遊機能の強化や博多の歴史・文化を活かした、まちのにぎわい創出、魅力の向上などを図ります。また、博多通りや土居通りに面して、櫛田神社と冷泉公園の間にある立地特性を活かした跡地活用を図ります。
- 避難所としての役割や地域コミュニティの場など、これまで学校が担ってきた役割・機能などを踏まえた跡地活用を図ります。
- 日宋貿易で栄えた貿易港博多の初期の濠の護岸であった石積み遺構の歴史を感じさせる展示機能など、国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした跡地活用を図ります。
- 博多旧市街の歴史・伝統文化をいつでも体験できる機能や、観光情報の発信機能など、周遊の起点となる観光拠点の整備を図り、「博多町家」ふるさと館との機能再編や、はかた伝統工芸館の機能の集約も検討します。

(2) 跡地に導入する機能

- ◆跡地活用の方向性を踏まえ、以下の機能の導入を図ります。
- 災害時に収容避難所として利用できる施設
- 地域コミュニティの場となる憩いの空間（読書スペース等）
- 国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした展示・集客機能
- 博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能
- 伝統工芸の実演・体験・販売機能
- まちのにぎわいに資する機能 等

(3)跡地の空間づくり

◆福岡市都市計画マスタープランで跡地周辺を歴史景観拠点ゾーンと位置付けていること等を踏まえ、以下のような空間づくりを図ります。

- 櫛田神社から連続する博多通り・土居通り沿いにおける歴史的景観と調和した魅力ある街並みづくり
- 敷地外周道路沿いにおけるゆとりある歩行空間づくり
- 周辺の緑豊かで魅力的な景観を活かした空間づくり

◆国史跡「博多遺跡」の歴史的価値を活かした空間づくりを図ります。

<跡地の空間づくり等のイメージ>

